

ID: 337

担当部署: 町民環境課

処分の概要	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】			
省令第2条第2号の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)			
第2条 法第7条第1項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。			
(1) 略			
(2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	年 月 日